

福医国発第131号
平成16年3月16日



各医師会長 殿

福岡県医師国民健康保険組合
理事長 関 原 敬次郎



平成16年度事業計画について

早春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本組合の事業運営につきましては、格別のご指導ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る2月16日開催の第115回（臨時）組合会において、平成16年度予算案が議決され、別紙のとおり事業計画を推進することになりましたので、貴医師会のご協力をお願いいたします。

なお、各甲種組合員に「お知らせ」を送付するほか、福岡県医報平成16年4月号に掲載して周知を図ることにいたしておりますので申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



平成 1 6 年度事業計画

1. 国民健康保険料

毎月 1 日現在の被保険者数に各種別毎の保険料を乗じた額の合算額を、社会保険診療報酬金より差引くことを原則といたします。月額一人当たりの保険料は次のとおりです。

① 医療分保険料

甲種組合員	20,000 円
乙種組合員	11,000 円
家 族	7,000 円

② 介護分保険料

介護保険第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）

甲種組合員	2,300 円
乙種組合員	2,300 円
家 族	2,300 円

※①の医療分保険料に上乘せして賦課する。

③ 保険料の減免

保険料の減免規程に基づき、市町村民税の課税標準額が 150 万円以下の甲種組合員については、月額 7,000 円を軽減する。

2. 給付割合

① 甲種組合員 8 割（2 割負担）

② 乙種組合員 8 割（2 割負担）

③ 家 族 7 割（3 割負担）

④ 前期高齢者（上記の方で平成 14 年 10 月 1 日以降に 70 歳になる方）

Ⅰ. 一定以上所得者 8 割（2 割負担）

Ⅱ. Ⅰに該当しない方 9 割（1 割負担）

⑤ 3 歳 未 満 8 割（2 割負担）

⑥ 老人保健法による老人保健対象者の方は、老人医療受給者証に記載されている一部負担金割合となります。

3. 附加給付

医療給付のほかに下記の給付を行っています。

- ① 療養費の支給 緊急その他、やむをえない理由で保険診療を受けられなかったとき、治療用装具を装着したとき又は、海外渡航中に診療を受けたときなどは、全額自己負担となりますが、申請し認められると、自己負担を除く分（保険者負担分）が支給されます。
- なお、老人保健対象者の方は、居住の市区町村より支給されますので、市区町村窓口に申請してください。
- ② 高額療養費の支給 1か月間（同じ月内）の医療費の一部負担金が高額になったとき、申請し認められると、下記の限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。
- なお、老人保健対象者の方は、居住の市区町村より支給されますので、市区町村窓口に申請してください。

【表1】70歳以上の方（老人保健対象者は除く）の患者負担限度額

区 分	①外来の場合（個人ごとに計算）	②世帯単位で入院と外来があった場合は合算します
一定以上所得者 ※1	40,200円	72,300円＋（かかった医療費－361,500円）×1％〔40,200円〕※4
一 般	12,000円	40,200円
住民税非課税Ⅱ ※2		24,600円
住民税非課税Ⅰ ※3	8,000円	15,000円

※1 同一世帯に一定の所得以上（課税所得が124万円以上）の70歳以上の方または老人保健対象者がいる方。ただし、70歳以上の方および老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満（70歳以上の方が一人の世帯の場合：年収450万円未満、70歳以上の方および老人保健対象者が二人以上の世帯の場合：年収637万円未満）である旨申請があった場合を除きます。

※2 同一世帯の国保組合被保険者が住民税非課税の方。

※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方。

※4 []内の金額は、年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の患者負担限度額です。

※人工透析を行っている慢性腎不全、血友病等の患者負担限度額は10,000円となります。

【表2】70歳未満の方の患者負担限度額

区 分	患者負担限度額
上位所得者 ※1	139,800円＋（かかった医療費－699,000円※3）×1％〔77,700円〕※5
一 般	72,300円＋（かかった医療費－361,500円※4）×1％〔40,200円〕※5
住民税非課税 ※2	35,400円〔24,600円〕※5

※1 同一世帯の国保組合被保険者の基礎控除後の所得の合計額が670万円を超える方。

※2 同一世帯の国保組合被保険者が住民税非課税の方。

※3 平成15年4月からは466,000円。

※4 平成15年4月からは241,000円。

※5 []内の金額は、年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の患者負担限度額です。

※人工透析を行っている慢性腎不全、血友病等の患者負担限度額は10,000円となります。

- ③ 出産育児一時金の支給 被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば死産、流産でも支給されます。
ただし、当組合に加入する前に被用者保険の本人として1年以上の資格があり、退職後半年以内の出産は被用者保険より支給されますので、当組合からは支給されません。
- 甲種組合員 350,000 円（子ども1人につき）
乙種組合員 350,000 円（子ども1人につき）
家 族 350,000 円（子ども1人につき）
- ④ 葬祭費の支給 被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った方に対して支給されます。
- 甲種組合員 300,000 円
乙種組合員 100,000 円
家 族 100,000 円
葬祭費加算金 甲種組合員が業務に従事することができなくなった日から20日以内に死亡したときは、60,000 円を加算して支給する。
- ⑤ 傷病手当金の支給
- | | |
|-------|--|
| 甲種組合員 | 疾病又は負傷により業務に従事することができなくなった日から起算して11日目から1日6,000 円を180日を限度として支給する。 |
| 再支給 | 期間満了から2年を経過した日から1日につき3,000 円を180日を限度として支給する。 |
| 再々支給 | 期間満了から2年を経過した日から1日につき1,500 円を180日を限度として支給する。
ただし、この支給期間が満了したときは、以後の支給は行わない。 |
| 乙種組合員 | 疾病又は負傷により療養のため入院したときは、入院した日から退院した日まで1日3,000 円を90日を限度として支給する。 |
| 再支給 | 期間満了から2年を経過した日から前項の規定する期間支給する。
ただし、受給資格は本組合に加入した日から91日目に取得する。 |

4. 他法との関係

公費医療保険（乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等）に該当される方は、居住地の市区町村窓口までお申し出下さい。

5. 自家診療（給付規程第5条）

当組合では、昭和33年4月の設立当初より組合財政健全化の保持のため、自家診療の請求（自家診療の処方せんによる薬剤の支給を含む）を制限しております。

つきましては、下記の場合は、診療報酬明細書を請求することはできません。自家診療の請求が判明しましたら、返戻することとなりますので、組合員各位のご理解の程よろしく願います。

- ① 甲種組合員が自己を診療したとき
- ② 甲種組合員がその家族を診療したとき
- ③ 甲種組合員がその甲種組合員に雇用されている乙種組合員及びその家族を診療したとき
- ④ 同一医療機関において甲種組合員でない医師が、甲種組合員及びその家族を診療したとき
- ⑤ 同一医療機関において甲種組合員でない医師が、開設者である甲種組合員に雇用されている乙種組合員及びその家族を診療したとき

6. 老人医療

医師国保組合の被保険者で老人保健対象者の方は、老人保健法による医療給付が行われます。老人保健対象者とは75歳以上の方で、平成14年9月30日までに70歳になられた方も含みます。

なお、医療機関を受診する際は、医師国保組合の被保険者証カードと市区町村から交付される老人医療受給者証を提出して下さい。窓口での負担割合は、老人医療受給者証に記載されている一部負担金割合となります。

7. 保健事業

被保険者の健康管理の一環として、各医師会が行う健康診断に対して、甲種組合員と40歳以上のその家族が健康診断を受けた場合、各医師会へ一人当たり10,000円を補助します。

ただし、費用額が1万円未満の場合は、その要した費用額を補助します。

資格関係の申請手続き便覧

書類の名称	様式	提出すべきとき	提出期限	添付書類
福岡県医師国民健康保険組合 加入届（甲種組合員）	第1	甲種組合員（医師会員）として 加入するとき	14日 以内	・各医師会長の証明（届書裏面） ・世帯全員が記載された住民票（続柄要） ・健康保険（政管健保・共済組合等）の資格を喪失した場合は「資格喪失証明書」
福岡県医師国民健康保険組合 加入届（乙種組合員）	第2	乙種組合員（従業員）として 加入するとき	14日 以内	・雇用保険被保険者証のコピー ・世帯全員が記載された住民票（続柄要） ・健康保険（政管健保・共済組合等）の資格を喪失した場合は「資格喪失証明書」
福岡県医師国民健康保険組合 脱退届	第3	甲種・乙種組合員が資格喪失するとき	14日 以内	・被保険者証（世帯全員分） ・高齢受給者証（交付を受けている場合） ・既に健康保険（政管健保・共済組合等）の資格を取得している場合は「被保険者証のコピー」
福岡県医師国民健康保険組合 被保険者資格取得届	第4	組合員の家族が追加するとき	14日 以内	・世帯全員が記載された住民票（続柄要） ・健康保険（政管健保・共済組合等）の資格を喪失した場合は「資格喪失証明書」
国民健康保険組合被保険者 資格喪失届	第5	組合員の家族の一部または全部 が資格喪失するとき	14日 以内	・被保険者証（喪失する方のみ） ・高齢受給者証（交付を受けている場合） ・既に健康保険（政管健保・共済組合等）の資格を取得している場合は「被保険者証のコピー」
国民健康保険組合員変更届	第8	事業所の開設者が変更し、乙種組合員が新たな開設者の従業員となったとき	14日 以内	・被保険者証 ・高齢受給者証（交付を受けている場合）
国民健康保険組合員住所・ 事業所名・氏名変更届	第9	被保険者の住所・事業所名・氏名 が変更したとき	14日 以内	・被保険者証 ・高齢受給者証（交付を受けている場合）
国民健康保険被保険者証・ 高齢受給者証再交付申請書	第10	被保険者証・高齢受給者証を紛失・破損・汚損したとき	都度	・被保険者証・高齢受給者証 （紛失の場合を除く）
※健康保険被保険者適用除外 承認申請書		当組合加入の被保険者が政府管掌保険の強制適用となり、当組合に引き続き加入するとき	都度	

（注）1. 資格関係の届出はすべて甲種組合員が行わなければなりません。

2. 世帯全員が記載された住民票（続柄要）は、3ヵ月以内のものに限ります。

3. 資格取得・喪失の年月日は、組合が届を受理した日をその年月日とします。ただし、出生の場合は出生の日、死亡の場合は死亡日の翌日をその年月日とします。

4. ※以外の届書は、各医師会にも備付けております。

給付関係の申請手続き便覧

書類の名称	様式	提出すべきとき	提出者	提出期限	添付書類
国民健康保険療養費支給申請書 (老人保健法該当者を除く)	第 11	治療用装具（コルセットなど）を装着したとき	甲 種 組合員	都度	医師の意見書（医証） 請求書 領収書 見積書
		緊急その他、やむを得ない理由で保険診療を受けられなかったとき			診療内容明細書 領収書
		海外で医療機関にかかったとき			診療内容明細書 領収明細書
※移送費支給申請書 (老人保健法該当者を除く)	第 11 の 2	医師の指示により一時的、緊急的必要性があって、移送されたとき	各 組合員	都度	医師の意見書 領収書
出産育児一時金支給申請書	第 12	被保険者が出産したとき	各 組合員	都度	出産証明書 (申請書の証明欄に証明のこと)
葬祭費支給申請書	第 13	被保険者が死亡したとき	葬 祭 執行者	都度	死亡診断書のコピー
傷病手当金申請書	第 14	甲種組合員が疾病・負傷により業務に従事することができなくなったとき	甲 種 組合員	都度	主治医の診断書 各医師会長の証明
傷病手当金支給申請書 (乙種組合員)	第 14 の 2	乙種組合員が疾病・負傷により療養のため入院したとき	乙 種 組合員	都度	甲種組合員の証明
国民健康保険高額療養費支給申請書 (老人保健法該当者を除く)	第 15	入院など的高額医療のため、医療機関などに支払った一部負担金在一定額を超えたとき	各 組合員	都度	所得証明書（市町村民税所得・課税額証明書等） 領収書のコピー
※国民健康保険標準負担額減額認定申請書 (老人保健法該当者を除く)	第 16	非課税世帯に属する被保険者（前期高齢者を除く）が入院時食事療養費の一部負担金を減額するとき	各 組合員	都度	世帯全員の非課税証明書
※限度額適用・標準負担額減額認定申請書 (老人保健法該当者を除く)	第 16 の 2	非課税世帯に属する前期高齢者が負担限度額の適用および入院時食事療養費の一部負担金を減額するとき	各 組合員	都度	世帯全員の非課税証明書
※国民健康保険特定疾病療養受療証交付申請書 (老人保健法該当者を除く)	第 17	人工透析が必要な慢性腎不全など厚生労働大臣が指定する長期高額疾病に該当したとき	各 組合員	都度	医師の意見書
※第三者の行為による傷病届 (老人保健法該当者を除く)	第 18	負傷の原因が第三者の行為による場合で保険診療を受けようとするとき、または受けたとき	各 組合員	都度	念書、同意書、誓約書、事故発生状況報告書、交通事故証明書

(注) 1. 老人保健法該当者（75歳以上等）につきましては、療養費・移送費・高額療養費・減額認定・特定疾病・第三者行為によるものについては、住所地の市区町村への申請、届出となります。

2. ※以外の届書は、各医師会にも備付けております。